

## 令和5年度 第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和5年12月21日(水) 10:00~12:10

宮城県庁(行政庁舎)9階 第一会議室

### <委員>

内藤 裕子 委員長、白石 雅一 副委員長、武田 賢治 委員、小幡 佳緒里 委員、  
船越 俊一 委員、佐藤 あけみ 委員、長谷 諭 委員、小野 彩香 委員、千葉 宗久 委員、  
亀井 義憲 委員、狩野 靖士 委員、粕谷 裕子 委員

### <臨時委員>

小野寺 宏一 委員、小泉 祥一 委員、岡本 浩行 委員

### <県教育委員会>

佐藤 靖彦 教育長  
佐々木 利佳子 副教育長  
遠藤 秀樹 高校教育課長  
早川 知宏 心のサポート専門監  
曾根 義希 特別支援教育専門監

### <欠席者>

野口 和人 委員

(事務局)

(資料の確認)

(公開非公開の確認)

最初に本会議の公開、非公開について確認をする。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっているが、非公開情報が含まれる場合及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合は、当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により、一部公開または非公開とすることができる。本日の議事のうち、2の(2)については、個人情報が含まれることから、非公開が適当と考えているが、委員の皆様いかがか。

(異議なし)

それでは、2の(2)については、非公開とする。

< 1 開会 >

- (佐藤教育長) (1) 副教育長 あいさつ  
(内藤委員長) (2) 委員長挨拶  
(事務局) (3) 出席者紹介  
(事務局) (4) いじめ防止対策調査委員会の概要

(事務局)

以降の進行については、委員長にお願いする。内藤委員長よろしくお願ひする。

(内藤委員長)

それでは、2の議事に入る。

宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画について、事務局お願ひする。

(事務局)

まず、いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策についてご報告をさせていただきます。

それでは資料1をご覧ください。この報告は、いじめ防止対策推進条例第23条に基づき策定された宮城県いじめ防止基本方針の実施計画を基に講じた施策及び目標指標等を、7月の本委員会において委員の皆様から頂戴した御意見等をもとにまとめたものである。9月の県議会で報告し、公表しているが、本日、委員の皆様には改めて資料を配布する。

7月にお示ししたものからの、主な変更点について話をする。8ページから9ページをお開きいただきたい。

ネットパトロールについての部分で、9ページに、「みやぎポリス・ドコモネット教室・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催」これを加えている。これは7月の本委員会において、「ネットパトロールで発見できるものは公開されているものに限られるなど限界があるので、これとは別に並行して取り組んでいることがあれば、それがわかるような書き方をしてはどうか」とのご意見を頂戴したことを受けて、ネットパトロールによる問題投稿の確認の他に、子どもたちに対するネットモラル等の啓発に向けた取組について表記したものとなる。

今、話したものの他、実施事業内容等の表記などを見直ししているが、詳細の説明についてはこの場では省略する。

以上でいじめ防止基本方針及び実施計画に基づいた施策の報告については終わる。

次に本日協議いただきたい宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画案

について説明をする。資料2を準備願う。

1 ページ、7月の第1回いじめ防止対策調査委員会でも確認したが、1の(1) 条例に基づく実施計画に記載の通り、本計画はいじめ防止対策推進法の趣旨に基づく、宮城県いじめ防止対策推進条例第23条第7項の規定により、宮城県いじめ防止基本方針を実効性のあるものとするため策定することとされたものである。

次に2ページの(4) 計画の期間をご覧いただきたい。計画の期間については、第2期宮城県教育振興基本計画に合わせ、今回の策定を令和6年度から令和10年度までの5年間とした。ただし、社会情勢やいじめの発生状況等を勘案し、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。今回の見直しにあたっては、現在の計画からの変更点について、事業や文言の見直しを行い、見え消しや赤字等で修正しているの、御確認願う。

県が行う施策については、2ページ下段から記載してある通り、いじめ問題対策連絡協議会の設置及び3ページ、県教育委員会の附属機関として、宮城県いじめ防止対策調査委員会を設置して対応に当たるほか、3ページの(3) 主な施策以降にある各施策によって、いじめの未然防止やいじめの対応に努めていく。

今回の見直しにおける特に大きな変更点を説明する。

8ページ⑧いじめ重大事態の対処について、令和5年度からいじめ重大事態の発生報告と調査の開始報告、調査報告書等の提出が文部科学省から求められているので、報告を促すために新たに追加している。

次に10ページ3 進行管理等について説明する。施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」及び「心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チーム推進委員会」の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて、定期的に確認を行い、必要に応じて県いじめ防止基本方針及び施策の見直しを図っていくものとしている。また、条例第23条第9項の規定により、毎年度、講じた施策を議会に報告するとともに、公表することになっている。

施策の進捗状況に関する評価については11ページにある、いじめ防止基本方針に基づく実施計画指標により行うこととしている。

今回、令和6年度の実施計画策定にあたり、第2期宮城県教育振興基本計画の中間見直しが行われたことから、目標指標についても朱書きの通り見直しを検討しているところである。今回、追加を検討している指標については、令和5年6月16日に閣議決定された、国の教育振興基本計画及び第2期宮城県教育振興基本計画改訂版に基づいて設定させていただいた。

まず、「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合については、

安心して学べる学習環境の充実を図り、小中学校の児童生徒にとって魅力ある、行きたくなる学校づくりを推進することがいじめ等の未然防止につながると考え、現行の計画から引き続き目標として設定した。令和10年度の目標値については、令和2年度から現況までの平均値及び全国学力学習状況調査における全国平均値を踏まえ、小学校87.0%、中学校84.0%と考えている。中学校の現況値が横線になっているのは、出典となる宮城県児童生徒学習意識等調査の対象学年を、今年度中学1年生から中学2年生に変更したことによるものである。目標値の設定にあたっては、令和4年度の中学1年生の数値である82.7%を参考にして設定した。

次に、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合」については、小中学校の児童生徒が異文化や多様性を理解し、個々の人権意識を高めることが、いじめに向かわない心や態度を育むことにつながると考え、新たな指標として設定した。本指標は全国学力学習状況調査を出典としており、直近3年間は宮城県、全国平均共に小学校は70%台前半、中学校は70%台後半で推移している。このことを踏まえ令和10年度の目標値を小学校は75.0%、中学校は80.0%と設定した。

次に、「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合」については、小中学校の児童生徒にとって身近である教職員が相談しやすい存在であれば、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につながるものと考え新たな指標として設定した。本指標も全国学力学習状況調査を出典としており、令和5年度からの宮城県の数値が小学校64.5%、中学校が61.1%であることから、年度ごとに1ポイントずつの改善と考えて、令和10年度の目標値を小学校70.0%、中学校67.0%と考えている。

なお、『「子どもたちと遊んだり話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合』の指標については、第2期宮城県教育振興基本計画に示されていないこと等から削除したいと考えている。

次に、高等学校、「特別活動におけるいじめの未然防止等に係る取組の実施状況の割合」については、いじめの背景にはホームルーム内の人間関係に起因する問題が多く指摘されていることから、特別活動、特にホームルーム活動の充実により、多様な他者を尊重する態度を養うことや、一人一人の自己肯定感を高める指導が重要であると考え、指標とした。目標値については、コロナ禍で活動が制限されていたこともあり、ここ数年現状値が70%強であったこと、令和4年12月に改定された生徒指導提要にいじめの未然防止につながる発達支持的生徒指導の重要性が示されたこと等を受け、活動制限のない中で、

特別活動においていじめをしない態度や能力を身につけるための取組を今後一層推進することにより、実施状況の割合を段階的に高めていきたいと考え、85%と設定した。

最後に、「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいると答える保護者の割合」については、特別支援学校の児童生徒は自ら意思を表現することに困難さがあるので、保護者対象のアンケートにおける回答を指標に設定しているものである。目標値については令和2年度が88.7%、令和3年度が84.1%であったことから、令和5年度の目標値を、令和3年度をベースに85.0%と設定したところだったが、現況値ですでに目標を達成していることを受け、令和10年度の目標値は年1ポイント程度の段階的な向上を目指し、95.0%と設定している。

本日は計画の内容、施策、目標指標の設定について御意見を頂戴し、本計画の策定に繋げていきたいと考えている。

(委員長)

ありがとうございました。

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策について、ネットパトロールのところについての表記が変更点ということだった。それから実施計画案については5年間の計画ということや、議会への報告ということ、それから進行管理については、本委員会も携わっていくということがポイントかと思う。また時間をかけてお話いただいたのは、いじめ防止基本方針に基づく実施計画の指標についてだったかと思う。

委員から、質問、意見があったら願います。

(白石委員)

今、実施計画の中に、いくつかスクールソーシャルワーカーの比率があった。このスクールソーシャルワーカーに関しては、いじめ事案に関し家庭とか地域に入っていけるという専門職であるので、とても重要だと思っている。このスクールソーシャルワーカーに関して、県が想定しているスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の有資格者なのかどうかということを確認したい。あと、実は私は社会福祉士の養成過程で社会福祉士を養成しており、宮城県の社会福祉士会とも連携している。実際、スクールソーシャルワーカーが重要だということが明記されているが、だいたい何人ぐらい確保されているのか、そして少し不足の部分があれば、私どもスクールソーシャルワーカーの担い手を御紹介することもできるので、そういったものでも連携していきたいと思っている。

今言った3点はいかがか。

(事務局)

スクールソーシャルワーカーについては、その任用資格として、社会福祉士の他に精神保健福祉士も要件に加えている。どちらかまたは両方というところ。それからその他にも、そういった相談業務関係に従事している一定の期間がある者を準ずる者として任用している。

基本的に県から市町村への委託の事業で行っており、任用は市町村教育委員会毎に行われているというのが現状である。現在60人程度のスクールソーシャルワーカーが市町村で任用されているという状況である。

(事務局)

県立高校のスクールソーシャルワーカーの配置状況について説明させていただく。今年度高等学校のスクールソーシャルワーカーは46校に27名の方を配置している。一人で何校かを掛け持ちしていただくことで対応している。その資格であるが、精神保健福祉士あるいは社会福祉士の資格をお持ちの方々というところで、資格のない方というのはいらっしゃらないという現状である。

(小幡委員)

11ページの指標のところ。3つ目の「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」という目標指標が挙げられているが、自分と違う意見について考えるのは大事だと思うけれども、「楽しい」という表現にしているその理由を伺えればと思う。楽しくないと自分と違う意見について考える必要がないのかや、何かもう少し自分と違う意見について考えることは大切だと思うなど、そういう表現もあるのではないかと思ったので質問した。

もう1点は、「子供たちと遊んだり話したりするふれあいの時間を作っていた」などの設問について、計画から抜けているので削除したというような説明だったかと思うが、ここは非常に重要なところだと思っており、あえて削除する必要があるのかというふうに考えている。その2点について、お聞きしたい。

(事務局)

「楽しいと思うか」ということについて、この理由については、いじめに向かわない心や態度を育成するために、教育活動の様々な中で児童生徒が異文化や多様性を理解して、個々の人権を高めることが、いじめに向かわない態度の育成につながるのではないかと考えたところである。それで、国の教育振興基

本計画と同じ指標の文言を使わせていただいているが、楽しいというか、意欲的に考えていけるような子供という意味合いで考えていたところである。

あと削除した部分については、先ほど説明した県の教育振興基本計画の指標からなくなったということの他に、この指標の数値が高まっているということや、学校の割合なので回答するのが学校ということになっており、学校ということではなくて、子供たち自身がどういうことを思い考えているのかということや、何を指標に入れるべきではないか、といった関係でこちらを削除させていただいたという経緯である。

(小幡委員)

まず自分と違う意見について考えるのは楽しいと思うという点について、趣旨は理解したが、その趣旨がきちんと伝わるように、何らかの工夫をしていた方がよろしいのではないかと思います。

それからその上のところ、学校が回答するということなのだが、目標値をある程度達成できているということや、学校が回答ということがあったとしても、これがなくなるということは、ある意味では、このようなふれあいの時間を作っていたなどのことを意識しなくてもいいというようなメッセージにもつながりかねないので、やはり私は何らかの形で残すなり、設問という形で何らかを学校に回答を求めていくということも必要なのではないかと思います。

(事務局)

貴重な御意見に感謝する。子供たちと遊んだり話したりするふれあいの時間を作るということについては、これからも我々の方でも働きかけていくべきことでもあるし、県の方で進めている魅力ある、行きたくなる学校づくりの中にもつながるものなので、こういった事業を進める中でも、積極的に働きかけていきたいと考えている。

あと、指標の意味合いについても、なお我々の方としても伝わるように、ぜひ工夫していきたいと思う。

(委員長)

楽しいという表現については、国と同じ表現にしたということではあるが、説明があった方がより誤解を招かないのかなというふうに思った。ちょっと違和感はあるかなという感じはした。

あと、その上のものの削除に関しては、子供目線の質問を新たに加えるとか、そういった選択肢も、もしかしたらあるのではないかなというふうには思った。他に、委員から質問等はないか。

それでは、一旦ここで議事は終わりたい。3の報告に移らせていただく。

令和4年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)について事務局、願います。

(事務局)

資料3をご覧いただきたい。「令和4年度 文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について、説明する。この調査は、例年、文部科学省が実施するものであり、資料3は、令和5年10月に公表された令和4年度の本県の概要についてまとめたものである。本調査の報告は、統計法第40条に定められた「調査票情報等の利用制限」に則り、国の公表内容で、県ごとの数値が公表されていないものについては公表できないことになっている。国の公表内容及び県としての今後の対応について報告する。

1ページの「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」の(1) 暴力行為を御覧願う。①発生件数は小・中・高等学校合わせて2,605件、児童生徒1,000人あたりの発生件数は、前年度から1.4件増加し、11.3件で、全国平均値より3.8件上回っている。2ページ②の形態別発生状況についてであるが、小学校では対人暴力が前年度並みで、対教師暴力・生徒間暴力・器物損壊は増加、中学校では、生徒間暴力・器物損壊が減少し、対教師暴力・対人暴力は増加した。高等学校については、生徒間暴力が前年度並みで、対教師暴力・対人暴力・器物損壊は減少した。

2ページの中ほど「(2) いじめ」の①いじめ認知件数についてである。小学校・特別支援学校で減少し、中・高等学校で認知件数が増加した。児童生徒1,000人あたりの認知件数は62.7件で、全国値と比較して9.4件高い値となっている。②の解消率については、校種ごとの数値は公表されておらず、本県の4つの校種を合わせた数値は77.5%であり、全国の77.1%と比較すると、0.4ポイント高くなっている。

3ページ③のいじめ重大事態の発生件数については、本県では、小・中・高等学校、特別支援学校を合わせた発生件数が29件で、前年度より10件増加しております。発生件数の内、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」となっている第1号に規定する発生件数が9件、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき」となっている第2号に規定する発生件数が22件であった。1,000人あたりの発生件数は0.12件となっており、前年度より0.04件の増加となった。重大事態に対しては、「疑い」が生じた段階で調査を開始すべきものなので、今回報告している発生件数は、法に基づき報告され、調査が継続しているものについても計上

した結果となっている。

次に「(3) 小・中・高等学校の長期欠席(不登校等)」を御覧いただきたい。不登校出現率については、小学校において1.85%、中学校が7.00%、高等学校が2.85%と、小・中・高等学校ともに前年度より増加した。全国平均値と比較すると、小学校は0.15ポイント、中学校は1.02ポイント、高等学校では0.81ポイント上回っており、依然として全国と比べ高い状況にある。4ページ下段の②不登校の内訳について。小・中・高等学校ともに「欠席90日未満」の割合が全国値よりも高く、「出席日数0日」の割合が全国値より低くなっており、不登校期間の長期化が一定程度抑えられている状況にある。

次に、5ページの「(4) 高等学校の中途退学」を御覧いただきたい。中途退学率は1.6%となり、全国値の1.4%と比較すると0.2ポイント上回っている。今年度は、震災後のピークであった平成25年度から比較すると減少しているものの、前年度より0.3ポイント増加している。

最後に、「5 県教委としての対応」について、いじめに関わるところを中心に説明する。6ページを御覧願う。いじめについては、その深刻化を防ぐため、積極的に認知し、適切に対応することが重要であり、認知することを肯定的に捉える考え方が学校・市町村教育委員会をはじめ、社会的に一定程度定着してきていると考えている。本県では、各学校が積極的な認知に努めているため、全国と比べても高い水準にあり、今後も、日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめを生まない環境づくりと早期発見、早期対応に努め、児童生徒による「主体的ないじめ未然防止の取組」の促進に努める。

また、スクールロイヤーを活用した「いじめ予防教室」や法的相談の実施、ネット被害の未然防止に向けたフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発、ネットパトロールの実施等もさらに推進していく。さらに、児童生徒が相談できる体制の構築が重要であることから、24時間SOSダイヤルやSNS相談などの相談機関の一層の周知に努める。

いじめの解消については、安易にいじめが解消したと捉えず、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な観察を行うことが大切であると考えている。これからも学校に対して、この考え方に基づく対応の周知徹底を図っていく。今後は、本調査の結果分析を更に進め、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等との連携を密にし、5ページから6ページにまとめた各取組と7ページの事業を一層推進し、諸課題の解決に努めてまいりたいと考えている。

(委員長)

今回は宮城県分ということだが、この前提として全国もあるわけである。全

国の報告のポイントとしては、おそらく、いじめに関しても不登校に関しても、過去最多ということだったと思う。その分析についても、文科省の方では述べており、例えばいじめであれば、ネット上のいじめの積極的な認知というもの、要因としてはあるということで、そこら辺はポジティブな意味合いがあるのかなというふうに思う。

不登校に関してはコロナ禍の影響というようなことが述べられていた。宮城県としては、これから分析をさらに進めていくということであるが、どのようにこの結果を捉えているのかということも、お話しいただくことが必要なのではないかと思った。

委員から、御質問があればお願いしたい。

(佐藤委員)

短時間で資料を読み切れていないので、不足のところがあるのかもしれないが、委員長も言われたように、全国の統計もあるわけで、暴力行為といじめについては、どうして全国の比が出ていないのかなというのが気になった。

不登校などについては全国の比較があり、暴力といじめについては、いじめの解消率について、全国との比較が出ているけれども、その他についてはないような気がした。

(事務局)

暴力行為などについての全国値については、この枠囲みの中に、全国平均と合わせた形で標記させていただいた。いじめも同様に、枠囲みの中に数値を入れていたが、校種別については記載していなかった。

(佐藤委員)

文科の方から来なかったということか。

(事務局)

公表できるものを、ここで公表しているということである。

(事務局)

補足である。まず暴力行為について全国の発生件数は、枠囲みにある通り、95,426件というのが令和4年度の状況である。前年度が76,441件という状況であり、2万件ほど増加しているという状況である。そこまで細かい前年との比較等については、資料には記載できておらず、そういったところで、違和感があったかと思うが、その辺は次年度に向けて、工夫をさせていた

だければと思う。

ちなみに、いじめの認知件数であるが、これも全校種を合わせてということになるが、全国の認知件数が資料にある通り682,948件で、前年度が615,351件という状況であったので、こちらも大幅に増加をしている状況である。

(小野委員)

2ページ目の(2)いじめの②のいじめ解消率、こちらについてお伺いしたい。認知度が上がっていること自体は、とてもいいことなのかなというふうを受け止めているが、解消率が下がったところについて2点質問がある。1つはこの指標というのがどういうふうに取りられているのかということ。解消されたというところの設定というのが、例えばご本人さんに、どれぐらいの時にヒアリングして出てくるものなのか、状態をどういうふうに判断された上で出てくるのかということが1つ。あと解消率が下がっていることの要因として、何か思い当たること、複雑化とかはあるのかなと思うのだが、例えばマンパワーであるとか、あと長期化みたいなところとか、何かこう、現場から上がってきているような声があれば、教えていただけたらと思う。

(事務局)

いじめの解消率については、定義としては少なくとも2つの要件が満たされている必要があるとされている。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間、3か月程度、継続しているということ。2つ目がいじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する段階において、被害児童生徒がいじめの行為等により心身の苦痛を感じていないと認められることとなっている。この2つの要件が満たされている必要がある。解消については、学校では被害児童生徒本人や保護者に苦痛を感じていないかどうかを確認して、認知の時と同様、校長を中心としたいじめ防止対策委員会などの校内の学校組織で判断するということになっている。

解消率が減少したことについては、学校がいじめの解消に向けて丁寧に対応し、被害児童生徒本人と保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを確認するなど、慎重に判断している結果なのではないかと捉えている。実際、SNS等のネット上のいじめなど大変見えづらい事案もあり、学校が把握した時には複雑化しているケースも報告されているところである。そのため、長い期間見守る、支援するというような状況が継続しているものと考えている。

(小野委員)

丁寧に対応されている中での、少し長期化というところであれば、すごく理解ができる分、先生方にそういったことがかなり重く、現場にはかかっているのかなと思うと、この辺りのさらなるサポートというのが、増やされるべきなのかなというふうにも感じた。

(小幡委員)

2点質問する。1点目が3ページの冒頭、③重大事態の発生件数であるが、この発生件数については、例えば前年度から対応が続いているものについても含まれているという理解でよろしかったのかどうかというのがまず一つ。

2つ目が県教委としての対応などについて説明をいただいた。先月、忙しすぎる学校の先生の働き方の見直しというのを、宮城県と各市町村で意見交換をしたという報道があった。先生方の働き方を見直すということで、時間外勤務が月80時間を超えるという教職員の方が3割程度いて、それを2027年度までにゼロにする目標を掲げているとなっているが、ただ、その時間外勤務を解消するというようなものと、例えば児童生徒と関わる時間を増やすとか、いじめの対応などを行っていくということについて、どのような形で先生方の負担を軽減しつつ、充実したいじめなどの対応をしていくというふうにお考えなのか、何か現時点で方策などを考えていれば教えていただきたい。

(副教育長)

2点のうち、まず後半の方について。教員の働き方改革と、児童生徒と向き合う時間の確保等についての関わりというところであるが、まず一つ、今、教育振興基本計画の改定、見直しをしており、持続可能な教育環境の整備ということを掲げている。中身としては教育DXを推進してデジタルでできるところはできるだけデジタルにして、先生方の負担を少しでも減らしていこうということや、あるいは教員をサポートできるような仕組みが国の方でもあるので、そういった支援員を使いながら、先生方でなくてもできるところを整理していこうということ。あとは、例えば今、勤務時間の外で見守りであるとか、そういったことも教員がやっているの、そういったところは地域の方々と連携しながらやって、教員がすべきこと、地域の方々にもお願いできること等々を整理しながら、仕事の内容を進めているところである。そういった中で、勤務時間の中でできる限り子どもたちに向き合っていく時間を作るということや、何よりも生徒と向き合う時間は授業なので、その授業を充実できるような、そういった時間を生み出していきたいと思いますということで県教委はもとより、設置者である市町村教育委員会の御理解と御協力がないとなかなか進まないことな

ので、そういったお話を先日させていただいたというところである。

(事務局)

御質問の1点目、この重大事態の発生件数については、令和4年度中に発生したものということになる。したがって、令和3年度等からの継続というものは、この数字には含まれていないという状況である。

(小幡委員)

重大事態の件は承知した。

それから、今後の先生方の働き方改革については、こういう形で政策を進めるというものがあれば、是非何らかの計画案のようなものを示していただけると、ありがたいと思う。

(委員長)

教育現場で先生方にかかる負担というのもやはり大きいというところにもちゃんと目を向けなければいけないのかなというふうに思った。

ただこの重大事態の発生とか、いじめの解消については、やはりそこに至るまでの間に予防するところの取組が一番負担を減らすことになるのかなというふうに思った。特に重大事態に関しては、初動、初期対応がもの言うので、そちらの研修であるとか、皆さんにわかっていただくような取組というのが大事なのかなと思った。

委員から、他に何かあるか。それでは以上で報告を終わらせていただく。

それでは冒頭でお話しがあったように、議事の(2)を非公開で行いたい。会の進行上をここで5分間の休憩を取る。10時57分から再開したい。

会議が終了してから20分後に報道機関に対する記者会見をこの場において行う。会見には私が出席するので、他の委員への個別の取材は御遠慮願う。報道傍聴の方は御退室願う。

では休憩とする。

以 降 非 公 開

(事務局)

内藤委員長、進行ありがとうございました。

この後、補助資料は回収させていただく。

以上で、令和5年度第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了する。